◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３５６号（H28. 6. 24）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝５件（６月１８日～６月２３日分）
（１）乗合バスの衝突事故①
（２）乗合バスの衝突事故②
（３）乗合バスの火災事故
（４）乗合バスの車内事故
（５）法人タクシーの健康起因事故
２．トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！～ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを公開しました～【新着情報】
３．事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について通達を発出（中部運輸局発）【新着情報】
４．「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の公表について
５．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
６．軽井沢スキーバス事故を受けた集中監査の実施結果（速報）について

◇◇◇

（３）乗合バスの火災事故
６月２２日（水）午後４時００分頃、東京都の都道において、千葉県に営業所を置く高速乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、後続のタクシー運転者から「後から煙が出ている」と指摘を受けたため車両を停めて確認したところ、エンジンルームから炎が出ていた。
その後、運転者が備え付けの消火器で消火した。
乗客はその場で降車したため、けがはなかった。

（４）乗合バスの車内事故
６月２２日（水）午後５時５０分頃、長崎県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客４名を乗せ運行中、信号待ち渋滞のため停車後発車した際、両替のため座席を立った乗客が車内で転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

（５）法人タクシーの健康起因事故
６月１７月（金）午前１０時０７分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが運行中、乗客を乗せ料金メーターを動かした後、乗客が声をかけたが運転者から返事がなかったため、乗客はタクシーから降りた。その後タクシーは走り出し、５ｍほど先に停車中のバスに追突した。
法人タクシーの運転者は体調不良により意識を失った模様で、事故後死亡が確認された。
当時、バスは回送中で乗客は乗っておらず、バスの運転者にもけがはなかった。

上記５件の死傷者数計：死亡１名、重傷３名、軽傷１４名（速報値）

◇◇◇

１．日常点検を確実に行うこと。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良（エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷）及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良　　（ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着）に注意すること。
２．劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実に行うこと。
３．運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。
※トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。
※万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限とするように努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。

◆ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し公開しましたので、ご活用下さい。

＜啓発ビデオの公開ページへのリンク＞
〇 国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント
https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g

＜注意喚起の掲載ページへのリンク＞
〇 トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002309.html

◇◇◇
【３．事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について通達を発出（中部運輸局発）】
（新着情報）

中部運輸局管内において、酒気帯び運転を伴う事業用自動車の事故等が、本年に入り６件発生（５月末現在）しており、そのうち、２月１４日には、神奈川県川崎市の国道において、大型トラックが信号待ちで停車中の乗用車など８台に玉突き追突し、８名に軽傷を負わせる事故が当局管内の事業者の運転者による酒気帯び運転が原因で発生しております。

「飲酒運転の根絶(ゼロ)」については、平成２１年に策定した「事業用自動車総合安全プラン２００９」において、国としても目標として掲げておりますが、酒気帯び運転を伴う事故等が後を絶たない状況となっております。
酒気帯び運転を伴う事故等の発生は、旅客及び貨物の安全、確実な輸送を社会的使命とする自動車運送事業の信頼を著しく失墜させる行為であり、誠に遺憾であります。
自動車運送事業者におかれましては、その責任の重大性を再認識していただくとともに、同様の事件が発生しないよう輸送の安全確保のため、下記事項を参考として所属運転者等に指導等を徹底されるよう、お願いいたします。

記

１．運転者に対し、アルコールが運転に及ぼす影響やアルコールが体内に留まる時間等について、あらためて周知徹底を図るため、ビデオ教材として『飲酒運転の根絶！飲酒運転を絶対しない、させない』（政府インターネットテレビ）や配布教材として『みんなで守る「飲酒運転を絶対しない、させない」(警察庁ＨＰ)』のチラシ、独立行政法人自動車事故対策機構の『運行管理者(基礎・一般)講習用テキスト』を活用する。
【政府インターネットテレビ】
http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5746.html
【警察庁ホームページ】
http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/insyuunten/index.htm
【独立行政法人自動車事故対策機構：運行管理者講習用テキスト】
　今、ドライバーに必須のアルコール教育

２．厳正な点呼を実施し、点呼時においても、呼気の状態（アルコール検知器による確認)、運転者の顔色、言動等に十分注意する等により、運転者の心身の状態を的確に把握する。

３．運転者等に対する指導及び監督を実施するにあっては、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の実施マニュアルにより実施し、自動車を運転する場合の心構えなど、運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等について、再度理解させる。

４．特定非営利活動法人ＡＳＫ(アルコール薬物問題全国市民協会)ホームページ『職場でできるアルコール対策のポイント』を参考に、事業者自らも飲酒問題を見逃さないよう努める。
【特定非営利活動法人ＡＳＫホームページ】
http://www.ask.or.jp/ddd_point.html#check_list

◇◇◇

を公表しました。
今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成２８年５月２７日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

記

〔特別重要調査対象事故〕
・乗合バスの衝突事故（東京都大田区）
〔重要調査対象事故〕
・貸切バスの追突事故（東京都板橋区）
・乗合バスの衝突事故（千葉県白井市）
・乗合バスの衝突事故（北海道小樽市）
・乗合バスの追突事故（北海道中川郡）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000245.html

◇◇◇

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。
◆◆◆